

## 来春の設立に向け動き出した「金融経済教育推進機構」の全容

資産所得倍増プランの実現へ国民の金融リテラシー向上を目指す

総合政策局 総合政策課 金融経済教育推進機構設立準備室長 桑田 尚  
企画市場局 総務課 調査室長 赤井 啓人

11月20日、臨時国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した。昨年末に策定された「資産所得倍増プラン」も踏まえ、金融サービスの顧客等の利便の向上と保護を図るための制度を整備するものである。その中に盛り込まれたのが、金融経済教育を官民一体となって戦略的に推進するための「金融経済教育推進機構」に関する規定である。本稿では、その狙いや内容等を解説する。

### 安定的な資産形成に向けた検討の経緯

日本人のライフスタイルが多様化するなか、個々人が生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送るためには、自らのライフプランを描いた上で、人生のさまざまなステージで必要となる資金を確保するため、安定的な資産形成に取り組んでいくことが重要となる。また、その際、個々人が自らのニーズに合う金融商品・サービスを適切に選択できるようにすることも重要である。

金融経済教育は、このための知識や判断力、すなわち金融リテラシーを向上させる上で必要不可欠であり、これまで金融庁や金融広報中央委員会、全国銀行協会、日本証券業協会等の民間の金融関係団体が、さまざまな取り組みを進めてきた。

2022年5月、岸田文雄総理は、英国・ロンドンでの講演において、貯蓄から投資へのシフトを進めるため、「資産所得倍増プラン」を策定することを発表した。その後の同年10月、新しい資本主義実現会議の下に「資産所得倍増分科会」（分科会長＝新しい資本主義担当大臣）が設置され、資産所得倍増プランの策定に向けた議論が進められた。同分科会の3回にわたる議論を経て、同年11月、資産所得倍増プランが決定された。

また、資産所得倍増プランの策定に向けた議論と並行して、金融庁の金融審議会においても、22年9月、資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保と金融リテラシーの向上についての具体策を検討するため、市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」が設置された。同タスクフォースは、5回にわたる議論を経て、同年12月に「中間報告」を取りまとめた。

これらを背景として、後述する金融経済教育推進機構（以下、機構）の創設等の規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が22年3月14日に閣議決定され、同日に国会に提出された。その後、国会における審議を経て、同年

11月20日に成立、11月29日に公布された(以下、改正法)。

以下では、この改正法のうち、機構および資産形成に関する内容を紹介する<sup>1</sup>。

## 金融経済教育推進機構を新たに設立

前述のとおり、金融経済教育については、政府や金融関係団体等がさまざまな取り組みを実施してきた。しかしながら、各種調査により、金融経済教育を受けたことのある者は少数にとどまっている現状がある。また、金融経済教育の担い手が金融関係団体や金融機関では、金融商品の販売・勧誘が目的ではないかと疑われ、受け手から敬遠されるとの指摘や、各主体の取り組みには重複する部分も見られ、全体として見ると非効率ではないかとの指摘もある。

こうした点を踏まえ、資産所得倍増プランでは、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、新たに24年中に機構を設立することとされた。

## 民間を組織主体としつつ国のガバナンスも確保

### (1)組織形態

広く国民に、金融経済教育を受ける機会が提供されるよう、機構は、一定のガバナンスの下で、国全体として中立的な立場から金融経済教育を提供できるかたちとすることが望ましい。このため、民間を組織主体として、これまでの民間における経験・ノウハウの蓄積や、そのイニシアチブを重視しつつも、国が一定のガバナンスを効かせることが可能な「認可法人」という形態を採ることとした。

機構の設立に当たっては、まずは、民間の発起人(3人以上)が機構の定款を作成した上で、機構に対する出資を募集する。そして、内閣総理大臣に機構設立の認可を申請した後、内閣総理大臣が理事長となるべき者を指名し、その者が機構の設立登記を行うこととなる。

### (2)役員

機構の役員として、理事長(1人)、理事(3人以内)、監事(1人)を置く。理事長および監事は内閣総理大臣が任命し、理事は内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命することとした。なお、役員については、金融や経済に関する豊富な見識や経験のほか、組織を運営する資質・能力を有していることが望ましいと考えられる。

### (3)運営委員会

機構には、業務運営の透明性・公正性を高め、組織のガバナンスを強化する観点から、業務運営上の重要事項(予算・事業計画の作成等)を議決する合議制の意思

---

<sup>1</sup> これらの規定は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(今般の改正で従来の「金融サービスの提供に関する法律」から題名を変更)に盛り込まれている。

決定機関である「運営委員会」を設置することとした。同委員会の委員は、委員（8人以内）、理事長、理事で構成され、委員は金融、経済、教育活動、年金制度に関する専門的な知識を有する者の中から、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。なお、委員の任期は2年である。

#### (4)設立・運営経費

機構の運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、「政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る」とされた。具体的な経費の分担については、今後、全銀協や日証協等の各団体と調整することとなる。その詳細は、新たな経営陣の下で決定される事項ではあるが、年間の予算規模は約20億円であり、うち9割以上は民間からの拠出金で賄うことが想定されている。

#### (5)既存組織の集約

機構の設立に当たっては、現在の金融経済教育の推進体制に“屋上屋を架す”ことにならないよう、すでに一定の体制が整備されている金融広報中央委員会の機能を移管・承継することとされた。

この機構の下で、金融経済教育をより効率的に推進できるよう、今後、全銀協や日証協等の各団体等の重複している取り組みをできる限り調整・集約していく予定である。

#### (6)監督

国（内閣総理大臣）には、役員を選任や予算・事業の認可等を通じて、機構における適切な業務運営を確保するための監督上の権限が与えられた。また、この権限を担保するため、機構に対して報告徴収や立入検査を行うこともできる。

### 機構が担う幅広い業務

#### (1)機構の目的・金融経済教育の範囲

機構の目的は、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に推進することである。

これまで金融経済教育を推進するに当たっては、最低限身に付けるべき金融リテラシー<sup>2</sup>を体系的に記した「金融リテラシー・マップ」（14年に金融経済教育推進会議が公表）の内容が一つの基準とされてきた。官民の各主体では、このマップの内容を踏まえながらも、各主体が得意とする分野の教育に重点的に取り組んできた。機構では、資産形成に関する教育だけでなく、家計管理や生活設計、金融トラブル防止策等の幅広い分野の教育にバランスよく取り組んでいくこととなる。

<sup>2</sup> 「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」および「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれている。

## (2)学校・企業等への講師派遣

これまで官民の各主体は、学校(小学校、中学校、高校、大学等)の授業や地方公共団体等が実施するセミナー等に、それぞれの職員等を講師として派遣し、金融経済教育を実施してきた。機構では、後述する認定アドバイザーを活用しながら、より多くの国民に金融経済教育を提供できるように、講師派遣を広範に実施していく予定である。

学校における金融経済教育については、新学習指導要領の中で金融経済教育の記載が拡充されていることも踏まえ、学生だけでなく、学生を教える教員に対しても、研修会の実施等による情報発信や、教育現場で容易に活用できる教材等の提供を進める。そうした取り組みを通じて、現場での負担に配慮しながら、学校における金融経済教育の一層の充実を図っていく。

また、企業における金融経済教育については、昨今の人的資本経営における従業員のウェルビーイングの確保の観点からも注目されている分野であるほか、従業員による資産形成の取組強化は従業員エンゲージメントの向上にも効果的との指摘もある。このため、機構では、こうした観点からの企業ニーズにも応えられるよう、企業向けの金融経済教育にも積極的に取り組んでいく。

なお、こうした講師派遣を含めた金融経済教育に関する各種の取り組みは、機構の下で集約することが望ましいが、これは必ずしも個々の金融機関等の自主的な取り組みを妨げるものではなく、機構と多くの金融機関が緊密に連携しながら、金融経済教育を推進していくことが重要である。例えば、機構と金融機関の連携例として、機構が金融経済教育に関する教材等を作成した上で、個々の金融機関が、その教材等を活用しながら、地域の特性やニーズに合わせて教育を提供するといったことが考えられる。

## (3)個人からの個別相談

個人の安定的な資産形成を支援するためには、学校や企業等への講師派遣を行うだけでなく、個人が抱えるさまざまな悩みについて個別に相談を受け付けていくことも重要である。英国の MaPS (Money and Pensions Service) では、ウェブサイト等で個人からの個別相談に応じる仕組みがある。こうした例も参考にしながら、機構においても、後述する認定アドバイザーを活用しながら、個人からの個別相談に応じる体制を整備する。

## (4)教材・コンテンツの作成

金融経済教育を効果的に推進するためには、個人の属性やニーズに合った良質な教材・コンテンツが必要である。これまで金融経済教育に取り組む官民の各主体は、分野別・対象別の多種多様な教材等を作成・提供してきたが、教育現場からは、類似の教材が複数存在しており、どれを活用していいのかわからないとの指摘がある。

このため、機構では、全銀協や日証協等の各団体等で重複する教材等をできる限

り集約する。併せて、資産形成だけでなく、家計管理や生活設計、金融トラブル防止策等の幅広い分野を扱う教材等を初心者でも分かりやすいかたちで作成していく。

#### (5)調査研究

金融経済教育を推進していくためには、企業や個人へのアンケート調査等を通じて、わが国における金融経済教育の取組状況や国民の金融リテラシーの状況を適切に把握することが重要である。また、機構が金融経済教育を効果的に実施していくに当たっては、その達成すべき目標やそれに向けた過程を明確にする観点から、KPIを設定した上で、その達成状況が定期的に検証されることも重要である。

#### 顧客の立場に立った認定アドバイザー

個人が安定的な資産形成を実現するためには、金融商品・サービスに関する良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備することが重要である。しかし、資産形成等に関するアドバイスを提供するアドバイザーを巡っては、誰が信頼できるアドバイザーか分からないとの指摘や、顧客の立場に立っているとうたいながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られるとの指摘がある。このため、機構が顧客の立場に立ったアドバイザーを認定した上で、それをリスト化・公表することとした。

また、顧客本位タスクフォースの中間報告では、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定に当たり、(i)金融商品の販売を行う金融事業を兼業しておらず、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能であること (ii)報酬は顧客からのみ得ていること——等の基準を設定すべきとの提言もなされた。

こうした点を踏まえ、今後、顧客の立場に立ったアドバイザーを認定する詳細な基準を含め、機構におけるアドバイザーの認定枠組みに関する検討を進めていく。また、アドバイザーの質の向上を図るため、機構では、認定したアドバイザーに対して、金融経済教育の各分野に関する養成プログラムを導入することも検討している。その上で、認定アドバイザーに対しては、先述のとおり、機構が実施する学校・企業等への講師派遣や個人からの個別相談等の業務への参加を促していくこととなる。

なお、日本では、専門家からのアドバイスに対して報酬を支払う習慣が根付いておらず、アドバイスサービスだけで生計を立てるのは困難であるとの指摘がある。認定アドバイザーについても同様の状況が懸念されるが、前述のような機構の取り組みを通じて、認定アドバイザーによるアドバイスサービスが広く認知され、その結果として、日本のアドバイスビジネスの市場が拡大していくことも期待される。

#### 政府が国家戦略としての「基本方針」を策定

家計の安定的な資産形成の実現に向けた各種の施策は多岐にわたり、多くの関係者が存在することから、国全体として総合的かつ計画的に推進できるよう、政府が

国家戦略としての「基本方針」を策定することとした。

この基本方針には、①安定的な資産形成の支援に関する基本理念、②NISA 等の関連する制度の利用促進に向けた取り組みや、機構が実施する金融経済教育の具体的施策、③関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携・協力——等を盛り込む予定である。

このほか、国は、地方公共団体や民間事業者が実施する安定的な資産形成の支援に関する取り組みを支援するために必要な措置を講じるよう努めることとした。また、民間事業者は、その事業に支障のない範囲で、国等による従業員に対する安定的な資産形成の支援に関する施策に協力するよう努めることとした。

\* \* \*

金融経済教育推進機構は 24 年春の設立、同年夏の本格稼働に向けて、国の関係機関や民間の金融関係団体等と緊密に連携しながら、必要な準備を迅速に進めていく。

(本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解である)

**くわた ひさし**

04 年金融庁入庁。11 年から EU 日本政府代表部で欧州債務危機の動向調査。14 年国際室、19 年銀行第一課銀行監督調整官、20 年総合政策課総合政策企画室長を経て、22 年から市場課で法改正を担当。23 年7月から現職。

**あかい ひろと**

05 年財務省入省。財務省国際局為替市場課、金融庁企画市場局総務課(信用制度参事官室・調査室)、米スタンフォード大学(客員研究員)等を経て、22 年から市場課で法改正を担当。23 年7月から現職。